

森田専門委員提出意見

以下の意見を提出します。

添加物評価書「ひまわりレシチン」(案) について

- II. 一日摂取量の推計等について、以下のとおり考えます
  - ・ 指定等要請者は、生産量統計を元にした一日摂取量の推計を行っておりますので、この結果についても評価書案に記載します。
  - ・ 添加物「ひまわりレシチン」が、既に使用されている添加物「レシチン」と同様の使用方法で使用されると想定されるならば、添加物「ひまわりレシチン」の一日摂取量を  $1.6 \pm 0.9$  g/人/日と考えることについて、問題ないと考えます。この想定が適切かどうか、添加物専門調査会でご判断いただきたいです。
- III. 安全性に係る知見の概要 1. 体内動態の、「当該食品添加物が食品常在成分であるか又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的明らかな場合」に該当するかどうかについて、以下のとおり考えます。
  - ・ ③については、摂取量推計と同じく、添加物「ひまわりレシチン」が、既に使用されている添加物「レシチン」と同様の使用方法で使用されるとの想定のもと、議論が行われています。この想定が問題なければ、③は満たされるものと考えます。
  - ・ ⑤については、満たされるものと考えますが、前回山添先生からお話がありましたように、レシチンを含む医薬品やホスファチジルコリン等を含む医薬品がありますので、これに関する副作用情報や過剰摂取の何らかのデータがあると考えられたのですが、今回の補足資料では過剰摂取に関する文献はなかったとされています。レシチンについてはなかったのかもしれませんが、ホスファチジルコリン等の含有成分についても副作用情報や過剰摂取に関するデータがないかどうか確認する必要があるか、添加物専門調査会でご判断いただきたいです。

## 添加物評価書「グルタミルバリングリシン」(案) について

- II. 一日摂取量の推計等について、以下のとおり考えます
  - ・ 添加物「グルタミルバリングリシン」の一日摂取量を、使用される各食品分類に最大添加濃度を乗じ合計することによって計算される 44 mg/人/日 (約 0.88 mg/kg 体重/日) と考えることについて、問題ないと考えます。
  
- III. 安全性に係る知見の概要 1. 体内動態の、「当該食品添加物が食品常在成分であるか又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的明らかな場合」に該当するかどうかについて、以下のとおり考えます。
  - ・ ③、⑤において、指定等要請者は、添加物「グルタミルバリングリシン」の一日摂取量推計値 (44 mg/人/日) を元に、日本人のたん白質の一日摂取量 (67.3 g/人/日) と比較した考察を行っています。

しかし、グルタミルバリングリシンは、消化管内で分解されてグルタミン酸、バリン及びグリシンに分解されて吸収されることから、たん白質の一日摂取量ではなく、これらのアミノ酸の一日摂取量とグルタミルバリングリシンの一日摂取量を比較して考察することが適切と考えます。また、通常食品からのグルタミルバリングリシン摂取量との比較も必要だと考えます。

よって、通常食品からのグルタミン酸、バリン、グリシン及びグルタミルバリングリシンの摂取量並びにそれらと添加物「グルタミルバリングリシン」の摂取量の比較した再考察の結果を、補足資料として提出依頼すべきと考えます。